

平成31年第3回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成31年第3回教育委員会定例会議事日程

平成31年3月20日（水）

午後1時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第4号

臨時代理の報告について（平成31年度多賀
城市一般会計補正予算（第1号）に対する意
見）

議案第5号

多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部改
正について

議案第6号

平成29年度多賀城市教育委員会点検及び評価の
結果に関する報告書について

議案第7号

職員の人事について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

平成31年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

2月8日から3月7日まで28日間の会期で開催された「平成31年第1回多賀城市議会定例会」は、予定どおり閉会いたしました。教育委員会関係議案を含め、提出された議案はすべて可決されました。

■学校教育課関係

市立学校の「卒業式」は、3月9日に中学校、3月19日に小学校で執り行われ、小学校598名、中学校547名が卒業しております。

平成31年度の「入学式」は小・中学校とも4月8日に執り行われます。

■生涯学習課関係

3月2日及び3日、「文化センターまつり」を文化センターで開催しました。文化センターで活動している団体による舞台発表や作品展示及び体験コーナーなどを実施しました。また2日には、文化センター指定管理者企画によるミニコンサートや楽器作りを楽しむ「みんなの音楽☆ピクニック」やお菓子のサークルフェアの開催もあり、2日間で1,170名の来場がありました。

3月5日、「文化センター×山形交響楽団アウトリーチプロジェクト2018」が子育てサポートセンター及び市立図書館で開催されました。子育てサポートセンターでは101名の親子がディズニー音楽等を、市立図書館では127名がクラシック音楽等を楽しみました。

3月9日、生涯学習100年構想実践委員会主催の「あすなる教室閉講式」が市民活動サポートセンターで開催されました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は別表のとおりです。

■文化財課関係

3月4日、宮城県史跡整備市町村協議会市町村文化財担当者会議が、仙台市の国史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設で開催され、担当者が出席しました。文化財等の三次元計測と3Dデータの活用について、講演や意見交換が行われました。

3月15日、第11回多賀城南門等復元整備検討委員会議を市役所で開催し、教育長、副教育長、文化財課長等が出席しました。多賀城南門等復元及び周辺整

備事業調整状況最終報告書（多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針）と平成30年度事業報告及び平成31年度事業計画について報告しました。

（別表）社会教育事業等の実施状況

（平成31年3月11日現在）

開催日	内 容	参加者数	会場
2月27日	成人教育事業「男の料理教室」 （やかもち鍋の調理） 講師：生涯学習100年構想実践委員会	11人	大公
2月27日～ 3月7日	介護福祉課委託事業「健康ストレッチ教室」 （健康ストレッチ、体操など） 運営：体育施設等指定管理者	216人	シルバー、 山公、 大公
2月28日	英会話に挑戦！English Cafe 運営：市立図書館指定管理者	9人	市図
2月28日、 3月8日	地域スポーツ指導者派遣事業 （ヨガ、健康ストレッチなど） 申請団体：トゥインクルたがじょう 運営：体育施設等指定管理者	12人	市内
3月1日、 8日	地域交流事業「集いの広場」 （子どもたちの学習や異世代交流として公民館体育施設や視聴覚室を開放）	71人	大公
3月3日	成人教育事業「Utah!!ワークショップ」 （体を動かし楽器を使いながら合唱してハーモニーを奏でる） 講師：塩釜高校OG合唱団（山王地区公民館利用団体）	18人	山公

3月3日	大人の食育 ～イチゴ～ (「食と健康」をキーワードにおいしく健やかな生活をおくるための食育講座) 講師：野菜ソムリエプロ 中川 牧子、塚本 譲、 千葉 智恵 氏	10人	市図
3月6日	英語の本を楽しもう 英語多読サロン (多読の解説、読書会、情報交換会)	6人	市図
3月6日	高齢者教育事業「山茶花大学」 (講演「笑って笑ってどじょう掬い」) 講師：正調どじょう掬い踊り師範 健康生きがづくりアドバイザー 斎藤 政昭 氏	16人	大公
3月6日	共催事業「チャイメリカ(CHIMERICA)」舞台公演 主催：仙台放送	1,100 人	市会
3月8日	ベビーマッサージ ～赤ちゃんの笑顔がだいすき～ (ベビーマッサージで赤ちゃんとのスキンシップ) 講師：JADP 認定ベビーマッサージ インストラクター 高橋 歩美 氏	14人	市図
3月10日	仙台発！ニューレトロバンド アンテナ ミニLIVE (仙台在住4人組バンド“アンテナ”が市立図書館リ ニューアル3周年記念ミニLIVEを開催)	199人	市図

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館

市会：市民会館市図：市立図書館 総体：総合体育館 プール：市民プール

市テ：市民テニスコート シルバー：シルバーヘルスプラザ

平成31年3月20日提出

多賀城市教育委員会
教育長 小畑 幸彦

臨時代理事務報告第4号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

平成31年3月20日

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）
第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

平成31年3月13日

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）に対する意見に
ついて

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和
31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異
議ない旨回答する。

市 公 第 1 3 0 6 号

平 成 3 1 年 3 月 1 3 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 菊地 健次郎



平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）

について（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：市長公室（財政経営担当）

内線216 大場



議案第5号

多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について
このことについて、別紙のとおり改正する。

平成31年3月20日提出

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

多賀城市立学校施設の開放に関する規則（平成22年多賀城市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 開放施設は、前項の団体が第1条の目的のために行う活動（前項の団体が主催する活動を実施する場合を含む。）に使用することができる。

第5条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

第6条第2号中「第4条各号」を「第4条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

多賀城市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条 略 (使用の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 開放施設は、前項の団体が第1条の目的のために行う活動（前項の団体が主催する活動を実施する場合を含む。）に使用することができる。</u> (団体登録)</p> <p>第5条 <u>前条第1項</u>に規定する団体は、開放施設を使用するときは、当該使用の許可の申請を行う前に教育委員会の登録を受けなければならない。登録を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 前項前段の規定による登録を受けようとする団体は、学校開放施設使用団体登録（変更）申請書（様式第1号）に当該団体構成員の名簿その他<u>前条第1項各号</u>に規定する要件を満たしていることが確認できる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3～5 略 (登録の取消し)</p> <p>第6条 教育委員会は、登録団体が次のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第4条第1項各号</u>に掲げる要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (使用の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>(団体登録)</p> <p>第5条 <u>前条</u>に規定する団体は、開放施設を使用するときは、当該使用の許可の申請を行う前に教育委員会の登録を受けなければならない。登録を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 前項前段の規定による登録を受けようとする団体は、学校開放施設使用団体登録（変更）申請書（様式第1号）に当該団体構成員の名簿その他<u>前条各号</u>に規定する要件を満たしていることが確認できる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3～5 略 (登録の取消し)</p> <p>第6条 教育委員会は、登録団体が次のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第4条各号</u>に掲げる要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>以下 略</p>

議案第 6 号

平成 29 年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する
報告書について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、別紙のとおり議会に提出し、公表する。

平成 31 年 3 月 20 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

議案第7号

職員の人事について

このことについて、別紙のとおり発令する。

平成31年3月20日提出

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦